

事務連絡「平成 25 年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導
に関する記録の取扱い等について」に関する Q & A

Q 1 今回の事務連絡は、どのような先に送付されるのか。事業主への周知はどのように考えているのか。

A 1 今回の事務連絡は、

- ①保険者及びその中央団体
- ②事業主及び事業主健診の実施団体
- ③都道府県
- ④医療機関等の健診を実施する機関
- ⑤医療機関等から一部の検査の実施を委託される登録衛生検査所
- ⑥特定健診・保健指導の費用決裁を行う代行機関

といった先について、厚生労働省から、あるいは関係団体を通じて周知を図ることとしており、事業主健診については、厚生労働省の労働部局とも連携の上、送付することとしている。

Q 2 NGSP 値と従来使用していた JDS 値との関係はどのようになっているのか。

A 2 NGSP 値は、従来の JDS 値との関係式 $NGSP=1.02 \times JDS+0.25$ で表される値となる。なお、日本糖尿病学会が発表している JDS 値から NGSP 値への換算早見表等は別紙 3 のとおりであるので、参照されたい。

Q 3 事務連絡の記 2 では、「当事者間で特段の取り決めがない限り」、事業主健診に関する登録衛生検査所等から医療機関等への HbA1c 検査の結果報告は NGSP 値で行うこととされているが、この「特段の取り決め」とはどのようなものを想定しているのか。

A 3

1. 平成 25 年 4 月 1 日より、特定健診における HbA1c 検査の結果報告は、NGSP 値でのみ行うこととされている。他方で、日常臨床等については、A 1 2 のとおり、NGSP 値の「単独表記に向けて平成 26 年 4 月 1 日までに移行を完了する」こととされた。特に平成 25 年度においては、日常臨床等と特定健診とで異なる取扱いが行われることがありうることから、厳に正確なデータの授受が当事者間で行われる必要がある。
2. こうしたことから、平成 25 年度以降、特定健診における HbA1c 検査を医療機関等から再委託された登録衛生検査所等においては、原則として結果報告は NGSP 値でのみ行うこととする。
3. その一方、登録衛生検査所等と医療機関等とのデータ授受方法については、当事者間で様々な形態があると想定され、医療機関等において、特定健診に関連する検査であっても NGSP 値と JDS 値が併用されて報告されることを望む場合などが考えられる。
4. こうしたことから、登録衛生検査所等から医療機関等に対する、特定健診に係る HbA1c

検査の結果報告は、平成 25 年度以降においては、保険者は、NGSP 値以外に基づく HbA1c 検査結果を受領することがシステム上できないことから、NGSP 値でのみ行うことを原則としつつ、当事者間での取り決めにより、NGSP 値と JDS 値の併用などによる報告もありうることにする。いずれにしても、どの値が NGSP 値であることを明示した方法で報告されることが必要である。

Q 4 医療機関等への報告様式上、NGSP 値であることを明示できない登録衛生検査所等があった場合、どのような対応をする必要があるか。

A 4

1. 仮に保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下、「受託者」という。）から、NGSP 値か JDS 値かといった明示がなく、HbA1c 検査の結果が保険者に対し 1 つの値で報告された場合、保険者はその値が NGSP 値であるのか JDS 値であるのかを確認できないこととなる。そのため、登録衛生検査所等から医療機関等への報告様式上、どの値が NGSP 値かが明示された形式で報告されることが原則である。
2. どうしても報告様式に記載できない場合においても、登録衛生検査所等から報告する値が NGSP 値であることを示す書面を別に医療機関等へ配るなど、検査結果が NGSP 値であることを医療機関等に対して何らかの方法により明示することが必要である。

Q 5 この事務連絡の内容にも拘らず、NGSP 値であることが明示されない検査結果が登録衛生検査所等から医療機関等に対して報告された場合、どのように対応するのか。

A 5 平成 25 年度以降において、仮に NGSP 値なのか、JDS 値なのかの明示が全くなされず、その他の代替手法もとられずに、HbA1c 検査の結果が 1 つの値でのみ登録衛生検査所等から医療機関等へ報告された場合は、この登録衛生検査所等が 25 年度以降における取扱いを了知していない可能性が高いため、医療機関等は、当該登録衛生検査所等に当該値が NGSP 値であるか否かを確認していただきたい。

Q 6 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることが、平成 25 年度以降の保険者からの特定健診の委託要件となるのか。

A 6 保険者から特定健診の委託を受けた受託者については、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日 健発第 0328024 号・保発第 0328003 号健康局長・保険局長通知）」を年度内に改正し、NGSP 値に基づく HbA1c の検査項目に付番された JLAC10 コードを指定して、保険者に報告することを求める予定である。したがって、平成 25 年度以降においては、受託者は、HbA1c 検査の結果報告は NGSP 値で行わなければならない。

Q 7 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者を用いた場合、保険者の健診受診率の算定対象外となるのか。

A 7 A 6 のとおり、受託者は、平成 25 年度以降においては、HbA1c 検査の結果報告を NGSP 値でのみ行わなければならないが、仮に NGSP 値以外の JLAC10 コードが付番された値に基づく HbA1c 検査結果を報告したとしても、システム上、保険者は受け取ることができないことから、受診率の算定には含まれないこととなる。

Q 8 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者に対する特定健診の実施に係る費用決済はどのようなになるのか。

A 8 平成 25 年度以降においては、保険者は、NGSP 値以外に基づく HbA1c 検査結果を受領することがシステム上でできないことから、NGSP 値に基づく検査結果を報告できない受託者については、その特定健診の結果報告を保険者に行うことはできず、したがって保険者から特定健診の実施に係る費用の支払いを受けることもできない。

この場合、当該受託者は、NGSP 値以外に基づく検査結果を NGSP 値に換算した上で報告することにより、保険者から特定健診の実施に係る費用の支払いを受けることができる。

Q 9 特定健診の実施について、平成 25 年度以降、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者を保険者が用いた場合、国庫補助の対象外となるのか。

A 9 現行、特定健診の国庫補助については、保険者において実施率に算定しているか否かに拘らず、特定健診の実施基準に定められた項目の検査を実施したか否かに基づいて交付することとなるため、受託者が NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できないことによって、直ちにその受託者が実施した特定健診について国庫補助の対象外となることはない。

ただし、A 7 のとおり、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者は、保険者への特定健診の結果報告を行うことができず、そのため実施に係る費用の支払いも行われなことから、実質的に国庫補助は行われなことになる。

国庫補助の対象となるには、上記 A 8 のとおり、受託者は NGSP 値以外に基づく検査結果を、NGSP 値に換算した上で報告することが必要となる。

Q 10 事業主健診の委託先選定において、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることは、必須要件とならないと理解してよいか。

A 10 現行、事業主健診について委託先選定の基準は特に定められておらず、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることを事業主健診の委託先の必須要件とはしないが、保険者においては NGSP 値以外に基づく検査結果の報告はシステム上受け取ることができないことから、事業主から保険者に対しては、NGSP 値に基づく検査結果が提出

される必要がある。

Q11 事務連絡の記2では、「保険者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果を特定健診の実施結果に代える場合、平成25年4月1日以降に実施される事業主健診におけるヘモグロビンA1c検査について、事業主への結果報告及び保険者への結果報告は、NGSP値で行うとともに、NGSP値である旨を必ず明示すること。」とあるが、事業主健診がJDS値の表記によって行われた場合、事業主がJDS値をNGSP値に変換して保険者に健診結果を報告することになるのか。

A11

1. 事業主から保険者へのデータ提供について、提供の形式には様々なものがあると考えられるが、保険者においては、システム上、NGSP値以外に基づくHbA1c検査の報告は受け取ることができないことから、事業主においては、どの値がNGSP値かを明示してデータ提供を行う必要がある。
2. そのため、事業主健診においても、特定健診に代えるために行う場合には、事業主から医療機関等に対し、あるいは、医療機関等がHbA1c検査を登録衛生検査所等に外部委託する場合には、医療機関等から登録衛生検査所等に対し、どの値がNGSP値であるかを明示して報告することを求めた上で、保険者に対してもNGSP値であることを明示して報告を行う必要がある。

Q12 平成25年度以降の日常臨床におけるHbA1cの取扱いはどのようになるのか。

A12 日常臨床における平成25年度以降の取扱いについては、日本糖尿病学会等において検討が進められた結果、「日常臨床等において、NGSP値単独表記を推進する。現在、併記されている施設においては、単独表記に向けて平成26年4月1日までに移行を完了する。」とされたところ。詳細は日本糖尿病学会に照会されたい。